平成２４年（フ）第６号
山形県新庄市城南町９番27号　城南アパート２－２、前住所山形県新庄市千門町14番３号
債務者　倉富　祐子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市西川１丁目12番１―204号
債務者　宮本加代子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の６　ジークレフ浜田東、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の６
債務者　小澤太美子（旧姓長門）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８号
徳島県阿南市福村町南筋75番３　興南寮209号、住民票上の住所徳島県吉野川市川島町山田字中須賀19番地56
債務者　坂東　賢一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１２号
徳島県阿南市宝田町今市中新開８番地４、旧住所大阪府池田市城南３丁目10番14号
債務者　片桐　　等
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第７８号
千葉県四街道市大日513番地10
債務者　矢野利恵子（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７７号
北九州市小倉北区白銀２丁目10番２―408号
債務者　濱田　絵美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７８号
北九州市門司区稲積１丁目６番14―103号
債務者　松野広子こと　千　　一順
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７９号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目６番201号
債務者　井　　光夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８５号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番42―908号
債務者　冨高麻理子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目６番37―804号
債務者　森　　昌子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６号
佐賀県武雄市西川登町大字神六23653番地
債務者　里　由美子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２３６号
名古屋市中村区八社２丁目102番地　ヴィラ八社２Ｃ号
債務者　葉山組こと　葉山　昌英
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５１号
名古屋市中川区伏屋５丁目602　コーポラスＳＫ103号、住民票上の住所名古屋市中川区西中島２丁目607番地　宝マンション東起第６　106号
債務者　石井　和人
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５８号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地２棟510号
債務者　北村　竜一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８２号
名古屋市天白区井口２丁目805番地　シャンクレール植田605号
債務者　武藤　康代
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　13棟804号
債務者　谷之木康彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部